

【つるぎ荘・やしもグループホーム】

(1) 介護保険給付サービス

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

注）下記自己負担額は1割相当分で記載しておりますが、一般世帯並収入の方は2割あるいは3割相当分の自己負担になります。

表① 《認知症対応型共同生活介護費》

要介護度		1、サービス利用料金	2、うち、介護保険から給付される金額	3、サービス利用にかかる自己負担金（1-2）
認知症対応型共同生活介護費（30日）	要介護1	234,811円	211,330円	23,481円
	要介護2	245,784円	221,205円	24,579円
	要介護3	253,308円	227,977円	25,331円
	要介護4	258,324円	232,491円	25,833円
	要介護5	263,340円	237,006円	26,334円

《介護予防認知症対応型共同生活介護費》

要介護度		1、サービス利用料金	2、うち、介護保険から給付される金額	3、サービス利用にかかる自己負担金（1-2）
介護予防認知症対応型共同生活介護費（30日）	要支援2	233,557円	210,201円	23,356円

表② 職員の配置状況やご利用のサービスにより、下記の加算が必要になります。

《認知症対応型共同生活介護》

加算名	内容	個人負担額
1. 初期加算	入所されてから30日間については、初期加算がつきます。	30日計算で 941円
2. 医療連携体制加算	日常的な健康管理を行ない、身体の状態悪化時に主治医との連絡調整が取れる体制を整えています。又、看取りに関する指針を整備しています。	1日あたり 41円
3. 若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の方が入所される場合、個別の担当を決めて対応させていただきます。	1日あたり 126円
4. 認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の症状等により在宅での生活が困難で緊急に認知症対応型共同生活介護を利用するのが必要だと判断して利用する場合（最大で7日間）	1日あたり 209円

5. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員の総数において、資格（介護福祉士）の所持者の割合が60%以上の場合	1日あたり 19円
6. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	介護職員の総数において、資格（介護福祉士）の所持者の割合が50%以上の場合	1日あたり 13円
7. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護・看護職員の総数において、常勤職員の割合が一定以上の場合	1日あたり 7円
8. サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	直接介護に係る職員の総数において、勤続年数が3年以上の者の割合が一定以上の場合	1日あたり 7円
9. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症により日常生活支障となる症状があり、介護が必要な方に対し、専門的な研修終了者を配置し、チームケアを行います	1日あたり 4円
10. 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	上記内容に加え、認知症介護指導者研修を終了した者を配置し、施設全体の認知症介護の指導のもとチームケアを行います。	1日あたり 5円
11. 退所時相談援助加算	入所されていた方が退所し、自宅等に戻る場合に、退所の相談援助を実施し、関係機関に連絡調整を行った場合。	1回のみ 418円
12. 看取り介護加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した方に対して、医師、看護師、介護士が共同して介護が行われた場合（最大で30日間）	1日あたり 151円～ 1,338円
13. 入退院支援算定	入居者が入院し入院後3カ月以内に退院し再入居した場合（1月最大6日間）	1日あたり 258円
14. 口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行っている場合	1カ月 32円
15. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担額の11.1%を乗じた金額	
16. 介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担金の1.5%を乗じた金額	
17. 介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	自己負担金の1.2%を乗じた金額	

《介護予防認知症対応型共同生活介護》

加 算 名	内 容	個人負担額
1. 初期加算	入所されてから30日間については、初期加算がつきません。	30日計算で 941円
2. 若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の方が入所される場合、個別の担当を決めて対応させていただきます。	1日あたり 126円
3. 認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の症状等により在宅での生活が困難で緊急に認知症対応型共同生活介護を利用するのが必要だと判断して利用する場合（最大で7日間）	1日あたり 209円
4. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員の総数において、資格（介護福祉士）の所持者の割合が60%以上の場合	1日あたり 19円
5. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	介護職員の総数において、資格（介護福祉士）の所持者の割合が50%以上の場合	1日あたり 13円
6. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護・看護職員の総数において、常勤職員の割合が一定以上の場合	1日あたり 7円
7. サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	直接介護に関係する職員の総数において、勤続年数が3年以上の者の割合が一定以上の場合	1日あたり 7円
8. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症により日常生活支障となる症状があり、介護が必要な方に対し、専門的な研修終了者を配置し、チームケアを行います	1日あたり 4円
9. 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	上記内容に加え、認知症介護指導者研修を終了した者を配置し、施設全体の認知症介護の指導のもとチームケアを行います。	1日あたり 5円
10. 退所時相談援助加算	入所されていた方が退所し、自宅等に戻る場合に、退所の相談援助を実施し、関係機関に連絡調整を行った場合。	1回のみ 418円
11. 入退院支援算定	入居者が入院し入院後3カ月以内に退院再入居した場合	1日あたり 258円
12. 口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行っている場合	1カ月 32円
11. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担額の11.1%を乗じた金額	
12. 介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担金の1.5%を乗じた金額	
13. 介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	自己負担金の1.2%を乗じた金額	

(2) 介護保険給付外サービス

表③ 介護保険給付外の利用料金表

種類	内容	利用料	
		(入所者)	
①食事費	・栄養バランスを考えながら、一日3回の食事とおやつの提供に対する材料費	1日あたり	1,500円
②光熱水費	・日常生活において使用する水道、ガス、電気代	1日あたり	500円
③居室の利用料	・居室(洗面、トイレ付)のご利用料金	1月あたり	60,000円
④共益費	・エレベーター保守管理費 ・保険代(建物、自動車等) ・建物保守管理費	1月あたり	4,500円
⑤寝具リース費	・常に衛生処理された寝具類をご利用できます	1月あたり	4,500円
⑥貴重品の管理	・各種保険証、印鑑等の管理および、立替金、個人の嗜好品等の調達、購入代行の管理費用	1月あたり	2,000円
⑦特別な食事	・行事等により特別な食事の提供や、嗜好によるお酒等の提供による費用	要した費用の実費	
⑧理髪・美容	・月に1回、理美容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用いただけます	要した費用の実費	
⑨クラブ活動等の活動費	・ご契約者の希望によりレクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。	材料代等の実費相当分	
⑩複写費	・ご契約者は、サービス提供についての記録の複写物を必要とする場合の複写費用	1枚につき10円	
⑪健康管理費	・ご契約者の健康管理に伴い、健康診断、予防接種等をおこなった場合にご負担いただきます。	実費相当分	
⑫日常生活上必要となる諸費用	・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。	実費相当分	
⑬おむつ類の提供時の費用	・ご希望に応じて提供します。	実費相当分	
⑭敷金	・退去時に居室補修代(畳張替、ハウスクリーニング代等)として精算致します。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて、退去時に精算いたします。	入居時 20万円	

1、上記表①については1日単位での費用となっております。外泊、外出等の都合上、1日3食のいずれかの食事を欠食された場合についても、上記表の金額をお支払い頂きます。

- 2、上記表③について入所者は月単位での費用となっております。但し、月途中の入所につきましては、1日あたり2,000円で計算した金額をお支払い頂きます。
月途中の退所につきましては上記表の金額をお支払い頂きます。
- 3、上記表④～⑥について入所者は月単位での費用となっております。月途中の入所、退所につきましても、上記表の金額をお支払い頂きます。
- 4、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。